

那賀町橋梁定期点検特記仕様書

【適用範囲】

第1条 本仕様書は、那賀町が管理する橋梁の『令和8年度道路メンテナンス事業橋梁定期点検委託業務』（以下「本業務」という）に適用する。本業務の設計図書及び特記仕様書に定めのない事項については、徳島県県土整備部が定めた「徳島県設計業務共通仕様書」、「徳島県測量作業共通仕様書」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書」等を準用する。

【目的】

第2条 本業務は、道路法施行規則第四条の五の六に規定する道路の維持又は修繕に関する技術的基準等に基づいて、橋梁を点検し、健全性の診断を行い、その結果を記録することを目的とする。

【業務箇所】

第3条 本業務の業務場所は別紙点検対象橋梁一覧表及び箇所図に示すとおりとする。

【適用基準等】

第4条 本業務は、道路橋定期点検要領（国土交通省 道路局：令和6年3月）（以下、「定期点検要領」という。）に依拠して行うものとし、必要に応じて以下の基準を準用することができる。

- ①「橋梁定期点検要領」令和6年7月 国土交通省 道路局 国道・技術課
 - ②「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」平成31年2月 国土交通省 道路局 国道・技術課
 - ③「引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料」平成31年2月 国土交通省 道路局 国道・技術課
 - ④「水中部の状態把握に関する参考資料」平成31年2月 国土交通省 道路局 国道・技術課
- なお、上記以外の図書を使用する場合は、監督員と協議を行い、承諾を得るものとする。

【管理技術者】

第5条 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- ① 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- ② RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）
- ③ 上記の資格と同等の能力を有すると那賀町が認めた者

2 管理技術者は、照査技術者が実施する照査結果の確認を受けるものとする。

【照査技術者】

第6条 照査技術者は、管理技術者と同等の資格を有する者であり、管理技術者を兼任することはできない。

【貸与資料について】

第7条 本業務においては、必要に応じて以下の資料を貸与する。

- ① 道路台帳、橋梁台帳

- ② 過去の橋梁点検業務成果品等
- ③ その他関連資料及び記録データ

【業務内容】

第8条 本業務における業務内容は下記のとおりとする。

(1) 業務計画書作成

業務計画書及び詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。業務計画書等の作成にあたっては、既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して実施するものとする。

(2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施するものとする。

(3) 関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。これらの資料作成等にあたっては、既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用して実施するものとする。

(4) 状態の把握（点検）及び診断（健全性の診断）

「定期点検要領」に基づき、橋梁点検車、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。現地では、既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して作業を行う。

(5) 定期点検の結果の記録とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、定期点検要領の記入例に基づき Microsoft Excel にて記録するものとする。既存の定期点検の点検表記録様式の電子媒体（Microsoft Excel）を活用して実施するものとする。また、現地計測等を行い、那賀町が保有する橋梁台帳等の記載事項を正確なデータに修正する。台帳の現況写真については、点検対象橋梁のすべてを最新のものに差し替えるものとする。

(6) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検の結果の記録等のとりまとめを行う。これらの報告書作成にあたっては、既存の定期点検の点検表記録様式の電子媒体（Microsoft Excel）を活用して実施するものとする。

2. 「点検データ等登録システム」（国土交通省作成）登録用の点検表記録様式ファイルを作成する。
3. 判定結果Ⅲ～Ⅳの橋梁について、発注者が求めた場合は補修工法と修繕費の目安を報告する。
4. 監督員が指示した場合、那賀町橋梁長寿命化修繕計画（令和5年3月策定）について、点検実施後の修繕計画の更新を行う。

(7) 打合せ協議

設計業務等着手時、及び業務の区切りにおける打合せは、以下の3回を予定している。

- ① 業務着手時
- ② 中間打合せ
- ③ 成果品納入時

なお、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

【安全対策】

第9条 点検調査時における保安施設の設置及び交通誘導員等の配置については、原則的に受託者の責任において行うものとし、道路交通第三者及び点検従事者の安全確保を第一に、事故等が生じないように実施すること。

【成果品の納入】

第10条 本業務は、電子納品対象業務とする。

2. 成果品は、紙製本1部（A4 版簡易製本）と電子成果品を電子媒体で1部納品するものとする。
なお、電子媒体については紙製本に収納すること。

3. 電子成果品は汎用性のあるデータ形式（Microsoft Excel、PDF 等）によるものとし、成果品作成に使用した部品データ（写真、図などの JPEG、TIFF 等データ）についても可能な限り提出すること。

4. 使用する電子媒体は日本製光記録メディア（CD-R、DVD-R）とし、Windows マスターディスク形式によりフォーマットを行うこと。

5. 成果品の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等によるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出するものとする。

6. 成果品の提出場所は、那賀町役場建設課とする。

【守秘義務】

第11条 本業務に関する事項については、機密を厳守し、無断で第三者に漏らしたり利用してはならない。

【疑義等】

第12条 本仕様書に記載の無い事項及び疑義を生じた事項については、那賀町と受託者が協議の上、決定するものとする。

【その他】

第13条 本業務実施中、沿道の住民および道路利用者より苦情のあった場合には、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を監督員に報告するものとする。